

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年7月25日(月曜日)

○日時 令和4年7月25日 午前10時13分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 財産の取得について

○出席委員(8名)

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(3名)

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子

○説明者

副市長	後藤 利博
観光商工部長	伊倉 直樹
建設港湾部長	立花 学
財政課長	古田 孝仁
観光課長	高橋 勉
商工労働課長	北村 幸彦
観光商工部参事	田端 光雄
観光商工部参事	高橋 優紀
都市管理課長	澁谷 一志

○事務局職員

事務局長	林 幸一
------	------

次 長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係	早瀬 由樹
総務議事係	山口 諒

午前10時13分開会

○小田部照委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件について審査いたします。

本日の進行ですが、観光商工部、建設港湾部関係分について審査いたします。

それではまず初めに、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、事業継続緊急支援金給付事業について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料2ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、商工振興費、事業継続緊急支援金給付事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍や原材料等の価格高騰の影響を受けている事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

経費の内訳は、支援金の給付に係る事務費として印刷費などが5万円、郵送料などが25万円、支援金は1事業者当たり10万円、対象事業者数を昨年度から繰り越して実施しております、営業継続支援金及び社交飲食店支援金の支給状況から勘案して600事業者と見込み6,000万円とし、事業費の合計は6,030万円でございます。

2、補正額、(1)補正予算は6,030万円で、財源内訳は国庫補助金が928万3,000円、基金繰入金金が5,101万7,000円でございます。

(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

本事業の概要ですが、対象者は北海道の道内事業者等事業継続緊急支援金を受給する者であって、次

の要件を全て満たす者に、1対象者当たり10万円の支援金を給付するものといたします。

対象要件では、①法人では、市内に本社が所在すること。個人事業者では、市内に代表者の住民登録があること。

②市内に店舗、作業所、事務所などを有していること。

③地域公共交通運行継続緊急支援金の受給対象事業者ではないことといたします。

(3)は参考までに、北海道の道内事業者等事業継続緊急支援金の受給要件を記載しております。

業種の限定はなしといたしまして、売上げ要件として、2021年11月以降のいずれかの1か月の売上げが、2018年11月から2020年3月までの同月比で20%以上減少しているもので、かつ原材料、資材コスト要件として、2021年11月以降のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料資材等の単価が、2020年11月から2021年10月までのいずれかの月の単価より増加したものが対象となります。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 おはようございます。

今説明がありまして大事な事業だと思っております。

ちょっと確認ですけれども、市内に本社があるということで、支店が何店舗かある場合というのは、各支店ごとにこの条件に合うかどうかというところで、10万円が支給されるようになっているのですか。

○北村幸彦商工労働課長 北海道の事業につきましても、1事業者当たりという単位になっております。

まず、北海道の事業が対象になって、かつ市内に、先ほど申し上げました要件に該当とするものという形になります。

○永本浩子委員 ということは、支店であっても頂けるといってよろしかったですか。

本店のみ。

○北村幸彦商工労働課長 北海道の事業の概要がですね、先週金曜日の夜に明らかになったもので、ちょっと詳細についてはまだ全部把握はできていないのですが、対象がですね、1事業者当たり、道内の事業者当たりとなりますので、本社が該当になるかと思っておりますので、支店は該当にならないかと考えて

おります。

○永本浩子委員 了解いたしました。

ということは、会社の、企業の規模とかそういったものは関係なく、1事業者に10万円ということによってよろしかったですか。

○北村幸彦商工労働課長 こちらの北海道の事業につきましては、大企業は該当となりません。

中小企業が該当となります。

また、個人事業主も該当となります。

北海道におきましては、中小企業が10万円、個人事業主が5万円の支給額となっておりますが、こちらに該当する方、今回、市のですよね、事業につきましては、一律10万円の支給ということで行おうと思っております。

○永本浩子委員 わかりました。

それと、条件の中で、主要な原材料の価格が高騰しているということで、その増加率というのは全く関係なく、少しでも増加していればオーケーという捉え方でよろしかったでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 北海道のですよね、事業概要によりますと、上昇率というのはなくてですね、比較して上昇していれば該当というような表現になっております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 まず、財源について確認させていただきたいと思いますが、臨時交付金とふるさと寄附基金を使ってやるのですけれども、臨時交付金については、国から追加が改めてあったものなのか、それとも、今残っているもので全てこの事業を含めてですね、ほかの事業もなのですけれども、やるものなのか、どんな感じで今回の補正全体を理解したらいでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 休憩をお願いします。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

平賀委員の質問に対しての答弁から。

○後藤利博副市長 コロナに係る交付金の財源ということでございましたけれども、今回、補正を組みました中で、今、交付金として示されているもの全てこれで消化をします。

足りないものについては、基金を取り崩したり、一般財源ということで考えてございます。

○平賀貴幸委員 理解しました。

そうすると、今後、国から追加の交付金があった場合については、財源の補正を改めてするようなこともあり得るというふうに思っていますか。

○後藤利博副市長 今後、国からそれも出てくるのかどうかはわかりませんが、出たときに、先に使ったものに充当することができるのかどうか、その辺はまだ全然わかりませんので、それは出てからの部分ということになると思います。

○平賀貴幸委員 前提が理解できましたので、わかりました。

ちょっと事業について伺いたいのですけれども、北海道の事業を見て、私もいつまでこのやり方をするのかなというふうにごく疑問に思いながら、何人かの道議に対しても御意見申し上げたのですが、燃油の高騰や資材の高騰の影響というのは別に2021年以降、以前から事業をやっていた事業者さんだけが受けている問題じゃないわけですよね。

でもいまだに、3年もたつのにまだ売上げ要件をつけているのですよ。

もういいかげんに、こんなのやめたらいいんじゃないかなと思うのですけれども、売上げ要件を外して支援しないと、実際のところ、必要なところに支援ができないという現状が発生してしまうのですけれども、その辺については、どう考えてこの事業を構築したのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 まずですね、事業者支援という形で物価の高騰、原材料の高騰の支援という形でしょうかという形で考えたところですね、北海道のほうでこの物価高騰対策という支援をやるという情報を得まして、なかなかですね、どういう形で物価高騰に対しての支援というスキームをつくるかというのは、ちょっと悩ましいところではございます。北海道が動く形の上で本市が上乘せするというような手法を取ったところではございます。

売上げ要件につきましては、これまでですね、市のほうにおきましても、営業継続支援という形で同じスキームでやっております。

今、委員おっしゃるとおりですね、物価高騰、資材高騰に関しては、売上げは関係ないんじゃないかという話もございますが、やはり物価高騰も含めた中でですね、北海道のほうにおきましては、売上げも一応含めてですね、要件としたというふうに認識しております。

○平賀貴幸委員 今回は、北海道に合わせただけな

のだということはわかります。それはわかります。

ただ、やはり網走市が支援するに当たっては、実際に、原材料や資材コストの上昇の影響が、網走市内にどのような影響を与えていて、それに対する対応としての支援をするという形が、本来は望ましいのだと思うのですよね。

今回はやむを得ないとしても、今後しっかり調査をしながら、改めて支援の在り方については考えていく必要があると思うのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 物価高騰、資材高騰につきましては、あらゆる業種の方が影響を受けているという認識でございます。

ちょっと北海道の事業におきましては、資材高騰の比較というのがですね、かなり甘いかなという形で思っております、上昇率も関係ないというような認識でございますので、ほとんどの業種がですね、対象になるんじゃないかなと考えております。

その中で、一部ですね、売上げの条件をつけたものと認識しております。

市内のですね、事業者におきましての資材高騰、こちらのほうはまだ、なかなかですね、全業種に対して調査はできていないのですけれども、今年度ですね、労働実態調査とかも行いますので、その中で影響をですね、なるべく把握に努めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 先ほど申し上げたとおり、売上げ要件の該当にならない、新たに事業をコロナ禍の中で始めた事業者さんも、想定外の資材高騰とか、燃油の高騰とかでかなり厳しい状況になっているのですよね。

売上げが多少伸びても、結局資材や燃油の高騰のほうが大きいですので、あまり意味がないという状態になっている状況の中で、やっぱりかなりの事業者さんを把握されるのは、北海道の事業も網走市の事業も確かなのですけれども、かなりの事業者が一方で外れるのですよ。

そろそろですね、そこは実態に即した支援制度を、もう1回組立て直す時期ですので、ぜひ、今おっしゃられたような調査も含めてですね、やっていただいていますね、組立て直しはちょっと今後していただきたいというふうに思います。

それともう一点、これも以前からの要件で仕方がない面もあるのかなと思うのですけれども、市内に事業者として登録をずっと以前からされて、頑張っ

ていらっしゃるのだけれども、住んでいるのは網走市ではない方が代表になっているという企業も少なからずあります。

そこは毎回、こういうものが出てくるたびに、今回も網走市の支援が受けられないのかという、肩を落とされているのですよね。

網走市に引っ越してくださいと言えればいいのかもしいですけども、いろいろな事情があって、お住まいが網走の外にあってということなのですけれども、この辺もちょっと考えどころかなと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 こういう支援制度におきましては、一定のルールが必要だと考えております。

線引きをどこにするかというところが、非常に悩ましいところがございますが、やはり個人事業主であると、住民登録というのが一番わかりやすいところがございますので、前例に従ってやっているところがございます。

○平賀貴幸委員 今その部分と、支援金の要件について、いろいろ議論してきたのですけれども、これから説明にある、地域公共交通の継続支援金の基準と比べると全然違うのですよね。

こっちだと、代表者がどこに住んでいるかというのも要件になっていませんし、売上げ要件だとか、原材料の要件もついていないのですよね。

要件を合わせるのだったら、実はこっちに合わせないと、おかしいのだということだと思っておりますよ。

ただ、今まではですね、コロナ禍の影響があったので、こういう線引きをするというのは理解できたのですけれども、現状ちょっとステージが変わっているんで、その辺もちょっと理解をしていただきながら、新たな支援策の構築をぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、これについては、やむを得ないということで理解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 私も、ちょっと財源のほうに気がなって、副市長のほうから、取りあえず立て替えて払う形ではないと、後からそれが補填になるわけではないと、本当なのかなと思うのだけれども、それも1回確認するけれども、財政を呼んで来て、本当はその裏づけがあるから出しているのじゃないかという、僕は気がしてならないのだけれども、どう

なのそれ。

○後藤利博副市長 私がお答えしたのは、まだ国から、次の何ていうのですか、コロナに関する財源、自治体に向けての措置というのは、出ることも出ないことも全然そこはわかっていない状況ですので、仮に出たとしても、過去に、先に使った事業に充当できるかどうか、それも何もわからない状況だという意味でお答えをさせていただきました。

○栗田政男委員 つまり、それは副市長の言うことなので、信用せざるを得ないので信用しますが、国のほうの裏づけは全くない形だけれども、この事業に関しては、経営基金を繰り入れてでも、しっかりとやりたいということで、予算組みをしたというふうに理解していいのかな。

○後藤利博副市長 そのとおりでございます。

○栗田政男委員 わかりました。

それは裏のことなので、私にはわかりませんから信用して。

それはそれとして、先ほど議論があった、平賀委員のほうからあった、全くそのとおりで、困っているのは、もうここまで来ると全ての事業者です。

その辺をさ、認識していないんじゃないかと思うね、原課のほうで。

まして今回、単費で基金、ふるさと基金、それは使途が自由ですよ。

そうすると、それを使ってまで支援しなくちゃいけないというふうに考えるときに、もっと公平さが僕はこれからは必要になると思う。

今までは、いろんな緊急事態だとか、いろんなことで困っている事業者さんを選抜して、支援してきた経過は今まであります。

けれども、本当に光熱費から、燃料高騰から、まして、物価がみんな上がっているんで、人件費も何とかパートさんにも時給を上げてあげたいと、みんな真剣に思っているときに、各事業所、公平に回るようなものの考え方をしていかないと、何だこの町はと。

随分不公平じゃないかというふうに思ってしまうのは、これは企業人として当たり前のことです。

皆さんはそういう感覚がわからないけれどもね、みんな困っているのだから。

みんな困って、必死になって今耐えてきてやってきた中で、一定のルールが必要だなんて、ふざけたことを言っている場合じゃないでしょう。

もっとみんなに広く渡るように、何とか知恵を出

して、それが少し浅くなるかもしれない、1件当たりはね。

けれども、そうすることによって、網走市も支援してくれているのだなと思って、事業意欲が沸いてくるものなんじゃないかな。

もっとだから、何度も僕はこういう場で言っていますよね。

市場をしっかり調査しなさいと、現状はどうなっているのか、よく見て歩きなさいと言っているのに、相変わらずどっかの団体に丸投げをして調べてもらっているからこういうことしかできないんじゃないかと私は思うのです。

苛立たしく思います。腹が立ってくる。

本当にあのね、もうちょっと真剣に考えてください。

この町のために、町は事業者がいなかったら成り立たないのだから。

それを真剣に考えてほしい。

そういうことをこれから、こういう事業も含めて、次のところでも言いますけれどもね、平賀委員の言うとおりでと思います。

事業者の住む場所がどうのこうの、そこに事業所があるわけ、法人があるわけですから、それだって、当然、雇用も全部、網走の人たちを雇用してくれているんじゃない。

その辺で真剣に考えるつもりはあるのか、ちょっと原課、1回答弁して。

○北村幸彦商工労働課長 委員からですね、いろいろと御指摘を頂きまして、足りない部分は多々あるかと思いますが、原課といたしましては、なるべく皆さんの意見を聞きながらですね、進めているつもりでございます。

力不足の部分はあるかもしれませんが、今後ですね、いろんな、様々な情報をですね、お聞きしながらですね、事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

○栗田政男委員 力不足を認めると、僕は言っているのじゃなくて、もっとしっかりと、あなた方がやるべき仕事をしっかりとしなさいと言っているのですよ。

○小田部照委員長 答弁はよろしかったですか。

○栗田政男委員 はい。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号令和4年度網走市一般

会計補正予算中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、地域公共交通運行継続支援金給付事業について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料4ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、公共交通対策費、地域公共交通運行継続支援金給付事業について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍や燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者の運行継続を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

2、補正額、(1)歳出予算は1,448万円で、財源は全て国庫補助金でございます。

(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

次に、3、事業の概要ですが、令和4年7月1日現在の所有車両及び運行路線を基準とし、(1)市内のバス事業者に対し、バス1台当たり20万円の支援金を給付するもので、具体的には、網走バスが所有するバス車両は68台であり、支援金の合計は1,360万円となります。

次に、(2)本市と大空町を運行するバス事業者に対し、一路線当たり20万円の支援金を給付するもので、具体的には網走観光交通が運航する網走東藻琴線の一路線が対象となります。

次に、(3)市内タクシー事業者に対して、タクシー1台当たり1万円の支援金を給付するもので、具体的には、網走ハイヤーが24台で24万円、網走北交ハイヤーが44台で44万円の支援金となります。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 これもちょっと、財源の問題で確認したいのですが、コロナの交付金を活用しての支援を行った場合は、後からの特別交付税の財源措置というのは受けられるのですか。

逆の言い方をすると、もし財源措置を受けられるのなら、一般財源を使って支援をするというふうには、燃油高騰対策だったらやり方もあると思うのですが、しかし、こっちを選んだほうが何か有利かどうか、いろんな理由があって選んだのかなと思うのですが、その辺をわかるように説明していただければと思います。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

平賀委員の質問の答弁より。

○古田孝仁財政課長 ただいま平賀委員より御質問のあった、公共交通に対しますコロナ関係の支援を行った場合、一般財源で行った場合、特別交付税の措置があるのかという御質問かと思いますが、特別交付税の要求に当たって、これだけ使いましたという報告をさせていただくのですが、その中には、計上することができる費用と考えているところがございます。

○平賀貴幸委員 それで、今回の財源は一般交付税じゃなくて、コロナの臨時交付金を使うのですけれども、これを使っても特別交付税の措置は受けられるものなのか、それともこれを使ったほうが何か都合がいいからこうしているものなのか、この財源をこれに充てた理由がちよっとよくわからないので。

○古田孝仁財政課長 今回、国のほうからコロナ関係物価高騰に関する交付金ということで、交付の額が示されたところですが、その使途というものが、今回、コロナ禍による影響を引きずっているもの、また、それに伴う物価高騰によって指標を超えているものに対する対策として使ってくださいという交付金を頂いておりますので、その趣旨からいきますと、今回、上程させていただいているような事業が本市としては必要だと。

そして、足りない部分については基金等を活用していくのだということです、財源が有利か不利かとかそういうような判断で組んでいるわけではございません。

また、交付金につきましては、当然国からの交付金で、一応、地方単独分ということで頂いてはおりますが、原資が国の国税でございますので、それは特別交付税の対象にはならないというものでございます。

○平賀貴幸委員 理解はいたしました。

今年の3月4日の内閣府の閣僚会合の通知みたいなのがあって、そこにはおっしゃるとおり、臨時交付金で使えるものに生活困窮者の灯油購入だとか、農業者、漁業者の燃油高騰、運輸交通業者に対する燃油高騰の助成と書いてあって、一方で、特交のほうにも同じような形で、ここには社会福祉施設とか公衆浴場のほうもできますよってことが書いてある

のですよね。

今後なのですけれども、物価の高騰や燃油の高騰はまだまだ続くと思うので、この支援だけで終わらないだろうなというふうに私は公共交通についても思っていますし、農業者だとか漁業者だとか、それから社会福祉施設だとか、網走にも公衆浴場がありますから公衆浴場だとか、生活困窮者に対する灯油だとかの恒久対策だとか、いろいろ考えていかなきゃいけないと思うのですけれども、その際には、臨時交付金がこれから追加でくるかどうかによって財源は考えるのですけれども、一般財源を使って特別交付税の後で措置を受ける形で支援をするというような考え方は、持ちながらやっていくということで理解していいのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 今後の心配の状況でございますが、それはそのときの国の状況、国の示す政策もありますし、当市の置かれている状況というのも総合的に勘案しながら、当市に配分される、財源が満たなければですね、それは足りない部分は網走市の単独事業として行わないといけないときもあるかもしれないという認識は持っております。

また、物価高騰につきましては資材等がそれぞれ上がってきますが、なかなか難しいことかもしれませんが、価格に転嫁できるものもございますので、それは最終的な消費の段階において、事業者が困りになっているのか消費者が困りになっているのか、そういうものは総合的に判断しながら、政策のほうを考えていくということになるかと考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきました、現時点では。

公共交通に対する支援というのは、繰り返し機会を捉えて申し上げてきたことなので、今回、実現してくださるということで、まずはよかったなというふうに思いますが、今申し上げたように、引き続き対策が必要だと思いますので、財源の問題も整理しながら、さらなる支援をぜひ考えていただきたいというふうに思いますし、農業者、漁業者の影響も燃油の高騰だけではないですけれども、資材や肥料ですとかね、様々な影響が大きい、大き過ぎるなというふうに正直思っているものですから、実際にできることを、やっぱり考えていかなきゃいけない状況が私はあるのだと思うのですよね。

所管は違いますが、福祉施設だって当然送迎したり、いろいろなことをすれば、燃油の高騰も

もろ直撃を受けますし、公衆浴場だって網走にはあって、当然影響を受けているわけです。

ぜひ、総合的にその辺を考えながらですね、事業については引き続き支援策を練っていただいて、できるだけ早く整理した上で実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊倉直樹観光商工部長 今、議員のほうからお話ありましたように、今回の分につきましては、先ほどの部分と同じように、物価高騰ということがメインになっています。

お話ありましたように、今回は、公共交通事業者に限って支援を行っております。

ただ、これに派生してあらゆる産業に影響を及ぼしているのはそのとおりだと思いますので、引き続きですね、国の動向や北海道の状況も注視しながら、必要な対策というのは適宜適切に行ってまいりたいというふうにご考えてございます。

○栗田政男委員 さっきとちょっとつながっちゃうのですが、今回の予算計上というか補正の内容は、さっきの事業も今回の事業も、財政としては一つのパイの中で、たまたまさっきのほうは基金の繰入れと国庫金の関係ですよ。

今回、国庫金だけということなので、何でこっちに、そっちがつかないのかなと不思議だったのですが、その説明をまずお願いします。

○古田孝仁財政課長 今回、上程させていただいた、補正予算の財源に係るもので、共通して新型コロナの交付金が使われているものもございまして。

充て方が、割合が違うという趣旨の御質問かと思いますが、委員おっしゃるとおり、全体のパイは決まっておりますので、その中での割り付けということで、そして、なぜ公共交通のほうに全額このような形になったかといいますと、こちらのほうは車両台数に応じて交付をするということですので、大体、固い数字というのですかね、なかなか車両が増えるとか減るとかというのは、こういう短い期間では難しいという中では、全額充てても計画に大きな変更、支障を生じないということでこちらに充てさせていただいたと。

違うものについては、申請に基づくものと、あと、それぞれの経営状況によって大きく左右されるものですので、そちらのほうは流動的になるということで、基金のほうを充てさせていただいたというところでございます。

○栗田政男委員 大変よくわかりました。

そうやって説明を受けるとね、内容がわかるのですよ。

片方つけないで片方つけて、片方市のほうの単価を入れたりすると、こっちは何か変なのかなという気がして非常に疑問に思っていたので、今明確にわかりました。

ということは、同じことだと思います。

大変、市のほうの財源を使ってでも支援をするという姿勢は高く評価したいと思います。

先ほどごめんね、きつい言い方してね。

ちょっと私のほうも、興奮して申し訳ないと思う。

それですね、積算根拠がよくわからないのですよね。

バスのほうは1台当たりという、台数と会社も大きいですし、1台当たりの単価も、当然、試算的なものも高いと思うのですが、タクシーの1万円というのは、どうもちょっと、積算根拠はどうしてそういうふうになっているのかというのが、説明いただければと思います。

○北村幸彦商工労働課長 この公共交通に対する支援につきましては、令和2年度から毎年というかですね、支援をしているところでございます。

令和2年のときの考え方でいきますと、車両のですね、維持費の約1割程度の補助というか支援という形にしております。

車両につきましては、会社によりまして、整備の手法がですね、直営とか外注とかですね、違ったりですね、更新時期によりまして減価償却費の違いなど、多少増減はあるのですが、また、こうした事情を考慮した中でですね、自賠責保険と自動車重量税を除く1台当たりの年間の維持費の1割程度を目安に、支援額を決定したという経緯でございます。

○栗田政男委員 ちょっと、意味が全然わからないのだけれども、1万円がその車の年間コストの10%になるという認識でいいですか。

○北村幸彦商工労働課長 令和2年に聞き取りした中ではですね、車両1台当たりが10数万円程度と、維持費がですね、聞いておりますので、燃料とかは抜かした中の維持費です。

それが、10万円程度ぐらいと聞いておりますので、1割を目安という形で、積算というかですね、単価としております。

バスにつきましては、1割で20万円程度という形

でございます。

○栗田政男委員 理解しなくちゃいけないのでしょうね。

けれども、ちょっと、根拠的には僕の認識とはちょっと違うのかなという気がします。

タクシー運転手さん、皆さんも知ってのとおり歩合制で働いていらっしゃると思います。

これ、多分、こういうふうに支援してもタクシー運転手さんの収入には全然関係ないので。

もちろん企業全体を通して、企業の維持費を補填するという意味ですから、もうちょっと、だからその辺も、現場のサイドだとか、当然、売上げの大体50%ぐらいが収入という形を採っているみたいです。

そうすると、売上げがこれだけ低迷してくると、本当に生活にも困るような運転手さんもたくさんいらっしゃるのではないかなと心配しています。

そういうことも含めた支援というのを。

タクシーというのは、1台に1人運転手がつかなかちゃいけない。

それも、二種免許所有者がつくということです。

バスの場合は、大型二種所有者が1名いれば、大型バスは動かせませす。

そういうことも全部鑑みると、ケース・バイ・ケースで、やっぱりしっかり支援で、僕はむしろタクシー会社のほうが今、大変な状況なのかなというふうな認識をしております。

もちろんバス会社であっても、やっと少しずつ観光が動き出していますが、まだまだ本来の形にはなかなかない状況です。

借入れを起こして、今運営しているというのが、正直なところだと思います。

しっかりと支援するのであれば、支援する体制をしっかりとって、僕はやっぱり1万円じゃその会社に40万円しかいかないのですよ。

これは、やっぱり子供だましじゃないのだから、もう少ししっかりとした支援、出すのならして欲しいなという希望があります。

その辺についてはどうですか。

○北村幸彦商工労働課長 今後検討してまいりたいと考えております。

○栗田政男委員 1日走ると1万円近く、多分ガスだっただけかかっちゃいますよ。

1日の燃料代です。

そういうことをしっかりと考えながら、支援するの

であれば、しっかりとした、できないのであればしようがないですが、僕はやればいい、金額の問題じゃないと言うけれどもそうではない。

やはり、しっかりとした支援の金額も大事だと思う。

しっかりそれを検討しながら、今後も多分、まだまだ、出る可能性があるので、しっかり検討材料として入れながらやってほしいなと思います。

この案件については了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、観光客受入体制整備事業、地域観光資源活用看板商品創出事業について説明を求めます。

○田端光雄観光商工部参事 議案資料5ページを御覧ください。

令和4年度一般会計観光振興費、地域観光資源活用看板商品創出事業補正予算について説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、観光庁の補助事業を活用し、当地域特有の観光資源を活用した体験型ツアーの商品化に向け、モニターツアーを実施するため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容といたしましては、ツアー造成に係る委託料として、718万4,000円を計上するものでございます。

次に、2の補正額の(1)歳出予算は記載のとおりで、補正前の額はゼロ円、補正額は718万4,000円、補正後の額718万4,000円、財源は雑入609万2,000円、一般財源が109万2,000円でございます。

(2)の歳入予算は記載のとおりでございます。

3の事業の概要でございますが、本事業では、流氷観光シーズンに、当地域特有の観光コンテンツである、流氷体験の新たな形をつくり出すことを目的として、冬季観光の目玉である、流氷観光砕氷船クルーズに加えて、チャーター航空機による流氷フライトと、JR釧網本線流氷物語号の車窓から流氷を楽しんでいただき、陸・海・空とそれぞれ特徴のある流氷観光体験をしていただくとともに、オホーツク流氷館や流氷ガラス館で、地球温暖化問題など、環境の学びが一体となった、サステナブルな体験

ツアーの商品化に向けて、モニターツアーを実施するものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 新しい形の流氷体験ツアーということで、委託先というのはいま決まっているのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 委託先につきましては、航空機をチャーターする関係がありますので、航空会社系の旅行会社になるということで想定しております。

○永本浩子委員 内容からしてここにも歳入予算のところに、訪日外国人旅行者周遊促進事業の補助金を使うということで、コロナが終息したときのインバウンドを対象にということになるかと思うのですが、ツアー1回当たり48名を上限に募集をして、体験ツアーをやっていただくということなのですが、この募集の対象も、やはりインバウンドを考えていらっしゃるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 現状ではですね、訪日外国人観光客の受入れは、6月10日から一定条件をクリアした、団体ツアーの受入れのみに留まっております。

本モニターツアーのですね、御利用につきましては、個人型外国人観光客を想定しておりますので、その方々の来訪については、まだ、見通しがですね、大きく立っておりません。

このことから、外国在住の方の御参加は難しいのではないかと考えております。

一方で、国内在住の外国人の方々の御参加については、対象とする予定でございまして、その方々のアンケートを通じてですね、その方々の御意見はしっかり拾っていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 なかなかこのコロナの状況が安定しないというか、先行きが、ちょっとまた第7波の到来で難しくなっているところだと思いますけれども、新しい観光開発ということで、何とか成功させていきたいとは思っております。

そしてまた、流氷館や流氷硝子館を活用しての環境問題等の学習型のこういったツアーだと、修学旅行とかそういったところも対象になるかと思えますけれども、そういったことではなく、あくまでもインバウンドを対象にというお考えなのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 本モニターツアーの成果として、将来的なインバウンドの誘致につながればいいものかというふうに考えておりますけれども、もちろん学習型のツアーというのは今後ですね、教育旅行を誘客することについてですね、非常に強いコンテンツとなりますので、その方々にも遡及できるようなツアー内容としてですね、いろいろと研究を図ってまいりたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 次また、状況がどういうふうになるかわからないので、いろんな角度でまた展開できるように幅広に対象を考えていただきたいと思います。なと思っております。

実施時期は、来年の1月下旬から2月中旬を予定しているということですが、その体験ツアーのスケジュール的には、今年度中に計画を立てて、来年一、二月の流氷の時期にツアーを行って、来年度から本格的な体験型の旅行ツアーをするという、そういったタイムスケジュールでよろしいですか。

○田端光雄観光商工部参事 今委員おっしゃったとおりですね、今年度はモニターツアーでございまして、流氷が訪れるシーズンにモニターツアーを実施いたします。

来年度以降は、今回のですね、実績を基に、いろいろアンケートなどの検証を基にですね、旅行会社さんが主体となってツアーを組んでいただけるというふうに、協議をしてみたいというふうに思っております。

○永本浩子委員 その流れでということで、了解いたしました。

流氷館のリニューアル時期とのこのマッチングというのは、どのような感じなのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 流氷館のリニューアルにつきましては、1月中を予定しておりますので、恐らくこのモニターツアーの実施時期は、リニューアル後の実施ということを想定しております。

ですので、モニターツアー参加のお客様には、新しい流氷館の魅力を感じ取っていただくことが可能かなというふうに思っております。

○永本浩子委員 いい形で生かせればと思っております。

流氷館とか、流氷硝子館を活用してのものだと、冬季じゃなくても全然オーケーかなということも考えられるかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 流氷館と流氷硝子館の活用については、委員おっしゃるとおり、夏の時期の体験でも活用だと思っております。

このようなツアーは、冬のものでありますけれども、夏もですね、そういった体験ができるということを広く周知していきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 歳入予算が、雑入になっている理由を教えてくださいませんか。

○田端光雄観光商工部参事 本事業の正式名称につきましては、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業という、国の補助制度でございまして、その補助制度を活用しております。

もともとは、国庫補助金ではありますが、観光庁が委託した、民間事業者から市に歳入として入ってくることから、雑入とさせていただきます。

○平賀貴幸委員 なるほど、そういう形でのものなのですね。

理解はさせていただきました。

先ほどのやり取りを伺うと、今回のモニターツアーの対象者は、個人の国内在住の外国人観光客がターゲットということになるのでしょうか。

ちょっと、いま一つよくわからなかったのですが、もう一度わかるように教えてくださいませんか。

○田端光雄観光商工部参事 国内の在住の外国人観光客も含めた一般の方ですので、日本人の御利用についても、もちろん募集をしております。

○平賀貴幸委員 それをインバウンドにつなげられるように、工夫をされるのだろうかと思うのですが、ちなみに一人当たりのツアー料金は、お幾らの想定でやられるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 今回のモニターツアーの料金につきましては、大人お一人当たり2万5,000円から3万円程度を想定しております。

○平賀貴幸委員 1回当たり48名を上限ということなのですが、1回で多分終わらないのだと思うのですが、何回ぐらいツアーの実施を想定されているのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 ツアーの回数につきましては、航空会社、運行する北海道エアシステムと協議をいたしまして、この冬のダイヤとの調整なのですが、2回は実施できるのではないかと

うような御回答をいただいております。

○平賀貴幸委員 使用する航空機は、それとHACさんの所有する小型というのかな、今、就航しているものを活用するって形なのですかね。

○田端光雄観光商工部参事 北海道エアシステムが運行しております48人乗りの航空機、APR42-600という飛行機が、日頃ですね、丘珠空港から女満別空港に就航しております。

就航しているときに、折り返し便で戻って行くのですが、その戻る便間をですね、少し長くしてですね、その時間を活用して、流氷フライトを行うということを考えております。

○平賀貴幸委員 外国人観光客の方を将来対象にするということなので、あえて伺うのですが、航空機が一番サステナブルじゃないというふうに言われているのですが、そういう指摘はどういうふうに対応していく考え方ですか。

○田端光雄観光商工部参事 航空機がサステナブルではないという御指摘につきましては、確かにその点もありますけれども、この航空機、ATR42-600という航空機自体が航空機の中では比較的省エネという航空機になりますので、そういった部分と、あと大事な部分は、流氷硝子館の取組と流氷館への学びだというふうに思っていますので、そこら辺をツアーのPRポイントとしていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 そうですね、インバウンドを中心に考えていくのであれば、その部分をより強調しなきゃいけないと思っております、空から、それからJRさんから楽しめるという風景も大事なのですが、そこを強調していくとサステナブルなものの部分、サステナビリティな部分が損なわれていく可能性があるのでは、その辺、上手にやっつけなきゃいけないというのは、気になったものですから確認をさせていただきました。

将来に向けた事業なので、ぜひ成功していただきたいというふうに思うのですが、もし、並行した場合については、年間どのぐらいの誘客促進効果があるというふうに想定されて、この事業を組み立てるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 年間の、このツアーが次年度以降継続した場合のお話なのですが、航空機の便間を使っているという要素がございまして、例えばなのですが、毎日運行とかそういうのはなかなか厳しいというふうに聞いておりま

す。

主に、航空ダイヤが今後どういうふうに変わっていくかという部分にも大きく関わってまいります。週末土曜日が比較的ダイヤの開きがあると、現状ではあるというふうに聞いておりますので、流水観光シーズンの週末にかけての運行になります。

そうすると、例えば流水シーズンとすると、1か月間掛ける4回とか、そういったボリューム感になることを想定しております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○栗田政男委員 わかったようで、わからないことがいっぱいあるのだけれども、そもそも、財源を活用するためには、市が窓口で進めなくちゃいけない事業なのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 この事業の申請者は、市以外にも観光協会ですとか、民間事業者が申請することが可能となっております。

○栗田政男委員 今出た観光協会にやってもらったほうが、これからの発展性だとか、全てにおいていような気がするのです。もっと進めて言うと観光協会、有資格者もいるので、旅行業も取れるわけですよ。

そうすると、自分のところでパッケージングをし、独自に組んでいくっていうのは、この規模のものであれば十分可能であろうというふうに思うので、皆さんがやっても構わないけれども、畑違いの皆さんがやっても、ちゃんとやり切れるの。

その辺が心配なのだけれども。

○田端光雄観光商工部参事 今事業の申請はですね、実は、観光協会も別事業の申請を行ってございまして、短い期間で同時期にですね、二つ、三つの事業を申請することが難しいということから市のほうで申請をいたしました。

事業内容につきましては、航空会社さんですとか、ツアーを主催していただく旅行会社さんと、しっかりですね、協議を行って、よりよいもの、よりよい商品を造成していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 今のはっきりしない答弁の中で、なんとなくニュアンスはわかったのですが、それ以上は言いませんけれども、しっかり連携を取りながら進めてください。

これは、いろんな場面で私は申し上げていますが、これから観光が非常に大事です。

当市にとっても非常に大事な産業の一つであるので、しっかりと取り組むために、観光協会としっかりとタイアップして、やるべき仕事をすみ分けしながらやらないと、皆さんに能力がないとは言わないけれども、畑違いのことをやっても、なかなか民間のやり方と違う部分が多々あります。

だから、その辺をしっかりとね、向こうにできることは向こうに任せて財源的なものはしっかり確保してあげてね、しっかりいい事業にすればいいと思いますが、外国人向け……どうでしょうね。

そういう可能性もしっかりと検証するための事業だと思っています。

大変楽しみにしていますから、ぜひともその結果、成果についてはしっかりと報告していただきたいというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 続きまして、議案第2号財産の取得について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料9ページ、資料2号を御覧ください。

財産の取得、小型ロータリー除雪車について御説明いたします。

取得理由ですが、現車両につきましては、購入から23年が経過し、老朽化による金属疲労及び劣化に起因する故障が多いことから更新しようとするもので、取得財産の概要につきましては資料に記載のとおりであります。

去る、令和4年6月30日に指名競争入札を行い、落札者と仮契約を行ってございまして、取得金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第二条の規定に基づき議会の議決を頂いた上で、本契約を行おうとするものであります。

なお、納入期限につきましては、令和5年3月15日としております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の指名競争入札の件ですけれども、何社が指名に入っていて、そして実際予定価格ですか、予定価格が幾らになっているのか確認させていただきます。

○澁谷一志都市管理課長 入札業者につきましては、3社でございます。

あと、予定価格につきましては2,693万9,000円でございます。

税込みでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

その2,693万9,000円、この金額っていうのは、どのようにして、その予定価格というのは出されたのですかね。

○澁谷一志都市管理課長 今回、小型ロータリーということですので、取扱いできる業者のほうから、事前に見積りをいただいた上で予定価格を設定しております。

○村椿敏章委員 見積りを使って、予定価格としたということですね。わかりました。

ただ、ただというか、今回のね、規模、規格なのですが、1.3メートルの幅の700トン、1時間当たりというものなのですが、これは、今までのロータリー車と同規模のものと考えていいですか。

○澁谷一志都市管理課長 現在小型ロータリーというのは4台ございます。

ほかもですね、このような同等の能力、あと幅でございます。

○村椿敏章委員 その能力というのは、ほぼ変わらない、変わるような機種とか、そういうのはないのですか。

例えば、それを新たに入れるときに能力を上げて除雪のスピードを速くするとか、そういうところというのは、いろいろ検討はされたのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 ほぼ一緒なのですが、このぐらいの時間当たりの700トンというものがあれば、除雪する時間というか朝から間に合うというような状況になっていますので、700トンということで、今回させていただきました。

○村椿敏章委員 4台体制で時間内に除雪が終わっているというところで同程度のものとしたということですね。

理解しました。

あと、入替えて今まで使っていた車両、これについてはどのような形になるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 23年は経過しておりますが、できれば市内業者のほうにですね、もし小型ロータリーということで、使用されるところは限られてくるかとは思いますが、売払いも視野に検討していきたいとは思っております。

○村椿敏章委員 売払いを視野に入れているということですね。

了解しました。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員 確認したいのですが、これ夏場、草刈り機をつけられるタイプのものなのですか。

○澁谷一志都市管理課長 今回購入するのは、冬場の専用車ということで考えております。

今4台を保有していますが、2台は草刈りもできるような形で今保有しております。

○栗田政男委員 専用車ということですから、冬専門だということで、そうすると長持ちするかもしれないね、今、夏に使って酷使しているので。

ロータリーという車両は、もちろん原課は知っているのでしょうか、すごいエンジンに負荷がかかります。

雪の抵抗ってすごいのだよね。

だから長持ちしないので、よく23年もったなと思って。

これ、オーバーホールも何もなしで23年もっているの。

○澁谷一志都市管理課長 23年たっていて、ここ直近5年なのですが、修理代というのが少ないときで50万円、多いときで250万円かかっている状況ではございます。

○栗田政男委員 大変だというか、修理している現場を私も見ているので聞いているのだけれども、大変な思いをしているということであります。

もう一点確認したいのですが、私はまだ15年しか市議会にいないので、よくわからないのだけれども、指名競争入札という形で、多分これは網走以外の業者を指名しているのだと思います。

メーカーになるのか、販売店になるのか。

こういう……これどこに聞けばいいのか、原課に聞いていいのかどうかわからないのですが、できるならば、地元業者経由でこういう車両なんかを入れ

ると、修理も後々のことも全部含めて、やっぱり地元に還元する部分も出てくるのかなと思うのですが、そういうことってやっぱり難しいものなのではないかな。

○澁谷一志都市管理課長 今の指名登録をされている中で3社をですね、今回、指名いたしました、最終的には市外の業者が落札したということにはなりますが、その3社の中にはですね、市内業者も入っております。

そこをですね、指名して市内業者にするというのは、なかなか現段階では難しいのかなと考えております。

○栗田政男委員 今までそう言われ続けてきたので、そういうものなのかなと思ったけれども、別に何にも難しいことではないような気がするのですけれどもね。

地元業者、特に役所の場合は支払いが間違いないので、どこの小さな、例えば整備工場がそこを経由して、この車両を入れても、全然メーカーは卸してくれますし、間違いなくお金が入りますから。

そういうふうに考えると、地元をもっとやっぱり、本当に事あるごとに言い過ぎて申し訳ないのですが、やっぱり網走ファーストで物事を進めるべきではないかなと、できる限りね。

できないものはしょうがない。

進めていってほしいなという、これも希望だけでも、どうでしょうかね。

○澁谷一志都市管理課長 今回、3社のうち1社は市内でございます。

当然、原課としても、同じものを購入するのでしたら、やっぱり地元を取っていただきたいということは考えております。

取っていただいて、当然、地元業者への還元とか人材確保の育成というようなことで、地元業者にですね、取っていただければいいのですが、今回、結果的にはちょっと取れなかったというのが現状でございます。

○栗田政男委員 それ以上が言いません。

これからはそういう方向性は持ちながら考えていただければなというふうに思います。

現車両、処分する云々という話がありました。

これも毎回聞いています。

正直言って、本当に車両の始末の仕方がだらしない、市は。今までは。

これからはそんなことないと思うね、うるさく言

っていますから。

しっかりと開示をして、当然こういうものは入札ですよ。

価値のあるものですから。

内々にお分けしたという話でいくのではなくて、しっかりと明示した中でやってもらって、透明性を出していくのが当たり前で、大事な市の財産ですから。

鉄くずにしてもある程度の、5トン何がしの重さがあるのですから、それなりの資産価値は出てくるのですね。

そういうことも含めてしっかりとした、それも見える形をちゃんとつくってください。

あまりにもそういうね、処理の仕方が今まではルーズ過ぎる。

それをしっかりと、これから考えてほしいなと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、お諮りいたします。

議案第2号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定させていただきます。

それではこれもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時22分閉会